

正倉院北倉の出納関係文書について

柳 雄 太 郎

はじめに

正倉院の北倉には、収蔵物に直接関係のある文書として十七巻の文書が伝えられている。即ち献物帳として国家珍宝帳など五巻及び天平宝字元年⁽⁷²⁹⁾潤八月二十四日献物帳の断簡一紙⁽¹⁾、曝涼帳として延暦六年、同十二年、弘仁二年、斉衡三年の四巻及び斉衡三年帳の断簡であることが明らかにされている礼冠礼服目錄断簡一卷、北倉収蔵物の出納を記録した文書として双倉北継文⁽²⁾、沙金桂心請文、双倉北物用帳⁽³⁾、双倉雑物下帳⁽⁴⁾、御物納目散帳、王羲之書法返納文書、出蔵帳の七巻である。本稿では、論題に掲げたように、主として北倉収蔵物の出納を記録した文書について考えてみたいと思う。

ところで、これら出納関係文書については、すでに福山敏男氏の復原案がある。氏は錯簡のある七巻の出納関係文書を整理され、双倉北継文と双倉北物用帳・双倉雑物下帳の二系統の文書として復原された。ただ

し氏は主として「大日本古文書」に拠って復原したため、原本調査によって再検討する必要があることを付記しておられる。私は昭和四十九年秋、これら出納関係文書の一部に接する機会に恵まれたので、福山氏の復原案を原本について確認するとともに、若干の知見を報告し、これら関係文書の整理を行いたいと思う。その上で、奈良時代から平安時代前期にかけての正倉院北倉の管理体制について、二三の問題を考えてみたい。

一 出納関係文書の整理

福山氏が、双倉北物用帳と双倉雑物下帳の性格について、「双倉の北倉の間の納物の出納を、原則としてその毎度に当事者が書き継いでいった文書で、今日の出納簿にあたる。」と言われるのは、適切な説明であると思う。即ちこれらは出納が行われた際に、年月日・品名数量を記し、出納に立会った人々の署名を加えていった帳簿である。まずこの二帳に

ついでに福山氏の復原案を次に掲げ検討することにした。A B Cの符号は説明の便宜上私が付したものである。なお以下「大日本古文書」編年文書を引用する際には、書名を省略し、巻数と頁数のみ記すことにする。

- A 天平勝宝八歳十月三日～天平宝字三年四月廿九日（四ノ一八七～九〇頁）
- B 天平宝字三年十二月廿六日（四ノ三九五～六頁）
- C 天平宝字五年三月廿九日～延暦三年三月廿九日（四ノ一九〇～二〇五頁）
- D 延暦十八年十一月十一日～同廿一年十一月廿一日（二十五附録二～三頁）
- E 同廿二年正月廿三日（二十五附録四頁一行の次に、F 七頁四行～八頁を接続する）
- G 同廿四年十一月十五日～大同元年九月七日（二十五附録四頁二行～五頁）（以上上巻）
- H 弘仁四年二月九日（二十五附録八六～七頁）
- I 同五年六月十七日（二十五附録八七頁。J 同五九～六〇頁の文と重複する）
- K 同五年七月廿九日（二十五附録六〇～一頁。L 同九一～二頁の文と重複する）
- M 同五年九月十七日～天長三年九月一日（二十五附録六一～七一頁）

N 貞観二年八月十四日（二十五附録九三～四頁。O 同二一五～六頁の断簡もこの時のものか）（以上下巻）

右掲の復原案で、上巻は双倉北物用帳に、下巻は双倉雑物下帳にあたる。

さて現在の双倉北物用帳は、軸付の二紙に続いてAが二紙、Cが十紙で合計十三紙から成っている。原本を見ると全体に具注暦風の界線があり、またところどころ墨書が継ぎ目にかかっているなど、この双倉北物用帳はほぼ当初の接続のままと考えてよいと思う。ただしAとCの間には帳簿の一部に欠失した痕跡がある。福山氏はこのAとCの間に、現在別に出蔵帳と名付けられて残っているBを加えて復原された。しかしすでに前稿で触れたように、Bには界線が全くなく、また内容にも異質なものがあから双倉北物用帳の断簡ではなさそうである。本帳は出納のたびに書き継がれていった帳簿であるが、本帳とは別の延暦六年曝涼帳に、天平宝字三年十二月二十六日に大刀一口の出用されたことを記しているから、私はAとCの間にはもと大刀一口出用のことが記されていたが、何らかの事情で失われたものと考えたい。またCの最後は、延暦三年三月二十九日条の義之書法八巻の返納の記事で終っているが、この条の末尾の署名の部分は欠損している。以上により双倉北物用帳は、天平宝字三年十二月二十六日に大刀一口出蔵のことを補うならば、天平勝宝八歳十月から延暦三年三月までは当初の記載が完存していることになる。

次にD以下の断簡の接続について検討を進めよう。D、E、F、Gは現在錯簡のまま双倉北継文に入っているが、福山氏の言われるように、記載形式からみていずれも年月日順出納簿の断簡である。まずDとEは一紙に書かれているから接続に問題はない。EとFの間は継ぎ目にあたってはいるが、筆跡の一致及び破損の連続する状態からみて、接続するとは明らかである。問題なのはFとGの接続である。Fは現在双倉北継文の巻末になっており、末尾には軸付けのための切り込みがあつて、「雙倉北継文」の題籤を有する軸が貼付されている。しかしこの双倉北継文の巻末には、天保七年の修理の時に手が加えられた形跡があるから、その時この軸がFの末尾に貼付された可能性があるのではないかと思ふ。⁽⁷⁾そこでFとGの接続について原本を注意深く見ると、Fの尾部からGの首部へかけて横に連続する斑点がかすかに認められる(図版1・2参照)。これはFとGが元来接続していたことのかかなり有力な証拠となりそうである。しかも弘仁二年曝涼帳によると、FとGの間に記録さるべき出納の事実はない。従つて疑問を残しながらも、福山氏の復原案に従い、元来FとGは接続していたものと考えておきたい。なお福山氏は、なぜかG断簡を延暦廿四年十一月十五日大同元年九月七日としておられるが、一紙からなるG断簡には弘仁五年六月十七日条までが記載されているから、この断簡は延暦二十四年十一月十五日弘仁五年六月十七日と改めるべきである。

G以下の接続については、福山氏の復原案に若干修正を加える必要が

ある。まずH、I、Jは、後述するように、今復原を試みている年月日順出納帳とは別種の帳簿であると思われるから、さしあつての考察からは除外しておく。そこでGに接続すべき断簡は、「已上第四種……三嶋真人助成」(二十五附録ノ六ノ七頁。この断簡をあらたにPと名付ける)の一紙であろう。GとPが接続するのは、Gの最後の弘仁五年六月十七日条とPの記載とが内容的に関連し、かつ同筆と認められるからである。そしてPの次にKが接続する。それはPからKにかけて、横に連続するシミ状の斑点がかなり明瞭に認められるからである。Kの次には現在Mが貼り継がれているが、Kに記されているのは弘仁五年七月二十九日条、Mのはじめは同年九月十七日条であつて年代的につながるし、また汚染の状態も連続すると認められるから、ここは元来から接続していたと考えてよいと思ふ。M断簡は九紙からなるが、この九紙の接続も現在のままで問題ないと思ふ。ただこの断簡の最後は、破損のため天長三年九月一日条で終っているが、この後さらに欠失した部分のあることが予想される。

O断簡「 卷 吳竹竿一口……少監物正六位下已斐俊 」は、吳竹竿一口ほかを北倉に返納したことを記録しており、年紀を欠いているが、貞観元年から同九年までの間のものと推定される。⁽⁸⁾しかしM断簡に続くべき帳簿の一部であるかどうかは今のところ確かでない。

以上の検討により、特に問題となるFとGの接続が認められるとすれば、DE、F、G、P、K、Mの順の接続が確認できると思ふ。従つて

年代にして延暦十八年十一月から天長三年九月まで、紙数にして十四紙の帳簿が間断なく復原できることになる。

ところで福山氏は、この年月日順出納帳は上、下二巻からなり、上巻が双倉北物用帳、下巻が双倉雑物下帳であると考えられたが、そう考えるのが自然であろうと思う。しかし氏が、G断簡の大同元年九月七日条までを上巻、以下を下巻とされるのは適當でない。なぜなら先に述べたように、大同元年九月七日条も次の弘仁五年六月十七日条も、ともに一紙からなるG断簡に書かれているからである。またG断簡の弘仁五年六月十七日条の傍に、「同年七月廿九日返納六裏、使名見下帳」という書き込みがあるので、この「下帳」を双倉雑物下帳の略称と考えたと、この書き込みがある弘仁五年六月十七日条の最後と、使の名が記されている同五年七月二十九日条との間(PとKの間)が丁度継ぎ目に当たっているから、ここで上巻と下巻に分れていたと考えることが可能かもしれない。しかし先に述べたようにPとKの間は接続していた痕跡が明瞭であるから、帳簿が作成されてから一定期間の後にここで二巻に分断されたと考えられるのも無理のように思われる。さらに、すでに述べたように延暦三年までの双倉北物用帳には界線があるが、同十八年以後の断簡にはそれがないから、双倉北物用帳が弘仁五年六月十七日条まで連続していたと考えるには抵抗がある。むしろ「見下帳」というのは、令集解にしばしば見られる「在下条」といった表現と同じように、⁹⁾後文参照の意に解し、ここは帳簿としては連続していたと考えるのが自然であろうと思う。

それでは双倉北物用帳と双倉雑物下帳とは、どこで分れていたのだろうか。そこで現在帳簿が欠失している延暦三年から同十八年まで、即ちC断簡とD断簡の間について出納記事を復原してみよう。さて延暦六年曝涼帳には、北倉に現存する品物が記載されるとともに、延暦六年までに出蔵された品物についてはその年月日と出蔵数量が記載されているが、これを見ると延暦三年から同六年までの間には出蔵の事実はないことが知られる。また延暦六年帳と同様の性格を有する延暦十二年帳には、全く出蔵の記載がない。しかも延暦十二年帳記載の品物を同六年帳のそれと比較すると、ほとんど変化のないことが知られるから、この間出納の事実はなかったらしい。即ち延暦三年から同十二年までは、全く出納が行われなかったのではないかと思われる。¹⁰⁾延暦十二年以後については、弘仁二年曝涼帳を参照すると、延暦十三年四月二十七日、同年六月十三日、同年九月十三日、同月十五日に薬物の出納が行われたことが知られる。¹¹⁾従って、延暦三年三月二十九日の義之書法の返納以来、およそ十年中断されていた北倉収蔵物の出納は、延暦十三年四月二十七日から再開されたことになる。この長期にわたる出納の中断と、界線の有無という帳簿の体裁のちがいを考慮すると、延暦三年に双倉北物用帳が終った後、同十三年から双倉雑物下帳が書き起されたと考えられるのが自然ではないかと思う。

以上、北倉収蔵物の年月日順出納帳は、勝宝八歳から延暦三年までの双倉北物用帳と、延暦十三年以後の双倉雑物下帳の二巻に分れていたこと

とを想定し、併せて帳簿の欠失部分を曝涼帳などによって補うならば、勝宝八歳から天長三年まで収蔵物出納のほぼ全てが知られることを明らかにできたと思う。

次に、双倉雑物下帳の復原を試みた際に、別種の帳簿であるとして考察を保留してきたH、I、J、L、Nの断簡について検討しよう。これらの文書は主として御物納目散帳一卷に収められている。表書きに「明治廿七年輯収」とあるから、この帳簿の名称もその時に付せられたものであろう。さてこの納目散帳には全部で十四紙の文書が錯簡のまま貼り継がれているが、第一紙は福山氏が天平宝字元年潤八月二十四日の献物帳の断簡と推定しておられる文書であり、第十二紙は大治五年、第十三・十四紙は寛喜三年の文書で時代が下るから、当面出納関係文書を考察するについては除外したい。残る十紙のうち、第七紙⁽¹²⁾、第二紙(HI断簡)、第八紙(I断簡)をこの順序に並べると、文書の下半に波形のシミが横に連続しており、しかも波形の幅が少しずつ狭くなっているから、元来この三紙は接続していたことがわかる(図版3・4・5参照)。そこでこの三紙からなる文書を次に掲げ、どのような性質の文書であるかを検討しよう。薬物については説明に必要なもののみを抄記し、他は省略する。

第七紙

「犀角三箇 麝香六剂

(中略)

胡椒一斤十二兩二分

(中略)

紫釭五十七斤三兩

右納第一^六韓楨

弘仁二年九月廿四日

第二紙

「以弘仁四年二月九日下犀角式箇一重十兩二分
一重八兩三分見下五兩二分
三兩倉返上

合成斤大老斤 兩解小冊八兩

右依太政官当年二月七日符旨右衛門督正四位下藤原朝臣緒嗣所亮如

件

三綱

上座法師位「勝猷」

寺主法師位「伍福」

使

侍從從五位下藤原朝臣「淨本」 中監物正六位上「益鹿」王

以弘仁五年六月十七日下犀角大參兩壹分

麝香陸剂弘仁五年七月廿九日返上

右依太政官六月十五日牒旨進上如件

三綱

上座「勝猷」 都維那「寿常」 寺主「伍淨」

使大監物從五位下安倍朝臣「兄麻呂」

侍従從五位下藤原朝臣「浄本」

内藏助從五位下三嶋真人「助成」

第八紙

「弘仁五年七月廿九日出胡椒小壹斤拾貳貳貳分

右依大政官(ツマ)今月廿六日牒旨為施病僧所出如件

三綱又返納麝香陸劑以去六月十七日所出

上座「勝猷」 都維那「寿常」 寺主「伍淨」

使

侍従從五位下藤原朝臣「浄本」 少監物從六位下橘朝臣「繼麻

呂」 從五位下藤原朝臣「高貞」

以弘仁十三年三月廿六日下麝香貳貳貳分小陸劑紫鈇捌斤肆兩小

灌頂法行所下如件

齊衡三年六月廿四日実録(以下略)

さて、はじめの第七紙に列記されている全部で二十八種類の薬物は、品名数量とも弘仁二年曝涼帳に記載されている第四櫃の収蔵物に全く一致するから、この第七紙は弘仁二年の曝涼に際して第四櫃の収蔵物を記した文書であることがわかる。⁽¹³⁾ 次いで第二紙、第八紙の順に、出納関係の記載が年月日順に続いているが、出納された品物は犀角二箇、犀角三両一分、麝香六劑、胡椒一斤十二兩二分、紫鈇八斤四兩で、はじめの第七紙を見れば明らかのように、いずれも第四櫃に収納されていた品物である。なお弘仁四年二月九日に出蔵された犀角二箇のうちの一箇は、注記

によると重さ八兩三分であったが、実際に出蔵したのは五兩二分であり、差し引き三兩一分は倉に返納したとある(注記に「三兩倉返上」とあるのは、三兩一分の誤りか)。従って弘仁五年六月十七日に出蔵された犀角三兩一分は、先の出蔵の際倉に返納された分であろう。このように見てくると、この三紙からなる文書は、第四櫃の収蔵物とその出納を記録した帳簿ということになる。

この帳簿の性格としてまず考えられるのは、曝涼帳や双倉雑物下帳を作成するための案文ということであろうが、しかし筆跡を見ると弘仁四年二月、同五年六月、同年七月の三条は同筆と見られないこともないが、弘仁二年条や同十三年条とは明らかに異筆であり、しかも署名はすべて自署であるから(図版3・4・5参照)、案文とは考え難い。私は、双倉雑物下帳と並行して作成された容器別の出納帳であろうと思う。

現在双倉雑物下帳に混入している、一紙からなる次の文書(丁断簡)も、容器別の出納帳であることが明らかである。

(瓶カ) 犀角一枚長七寸
白石鎮子十六箇
節子形八 牛形六
菱形二

銀平脱合子四合并納碁子六百丸

右納漆塗厨子

弘仁二年九月廿四日

以弘仁五年六月十六日下犀角四枚二角連底一長一尺二寸

一長二尺 一長七寸合兩數各角付

右依太政官六月十五日牒旨進上如件

三綱

上座「勝猷」 都維那「寿常」 寺主「伍浄」

使大監物從五位下安倍朝臣「兄麻呂」

侍從從五位下藤原朝臣「浄本」

内藏助從五位下三嶋真人「助成」

即ち右は弘仁二年の曝涼の際に、漆塗厨子に納められていた品物を列記し、以後その出納を記録した帳簿である。なお右の史料で弘仁五年六月十七日に出蔵された犀角四枚は、弘仁二年曝涼帳を見ると漆塗厨子の収蔵品であることが知られ、第四櫃収蔵の犀角とは別物である。

このほか、延暦十二年六月九日付けの第二十四櫃についての文書一紙、弘仁二年九月二十四日付けの第一、三、十六、十七、二十二、二十四櫃についての文書各一紙⁽¹⁴⁾、齊衡三年六月二十四日付けの第四櫃についての文書一紙(N断簡)が現存している。これらの文書のうち延暦十二年と弘仁二年のものには、いずれも辛禰別の収蔵品が列記されているだけで出納についての記載はないが、やはり辛禰別出納帳の第一紙にあたる文書であろう⁽¹⁵⁾。齊衡三年のものには、第四櫃の収蔵物が列記され、かつ貞観二年の出蔵のことが記されているから、容器別の出納帳であることは確かであろう。曝涼帳によると、北倉の収蔵物は辛禰三十合、第一赤漆綾欄厨子、第二赤漆欄木厨子、棚厨子二箇などに納められていたことが知られるから、これらすべてについて容器別出納帳が作成

されたのではないかと思う。またこの容器別出納帳は、延暦十二年の曝涼の時から作成されはじめた可能性が大きい。なぜなら、わずか一点ではあるが延暦十二年六月九日付けのものが遺存しており、また延暦六年の曝涼帳が献物帳の記載順に品物を記録するのに対し、同十二年と弘仁二年の曝涼帳は容器別に品物を記録するという、曝涼帳記載形式の変化があるからである⁽¹⁶⁾。

以上の考察により、北倉の収蔵物は、献物帳並びに曝涼帳を基本台帳とし、出納命令文書を貼り継いだ双倉北継文と、年月日順の出納簿である双倉北物用帳及び双倉雑物下帳、それに延暦十二年から作成されはじめたらしい容器別出納帳を基本的な帳簿として管理されていたと考えられる。

二 北倉の管理体制

前節で整理を行った出納関係文書により、北倉の管理体制をめぐると三の問題について検討してみたいと思う。

(イ)

まず双倉北物用帳及び双倉雑物下帳により、天平勝宝八歳から天長三年までの北倉収蔵物の出納を表示してみよう。両帳の若干の欠失部分あるいは記載の脱落と思われる部分は、曝涼帳や容器別出納帳によって補

| 年 | 月 | 日 | 出納の別 | 出納命令の形式 | 品目 | 出典 |
|----|------|-----|------|---------|------------|----------|
| 勝宝 | 八・十 | 三 | 出 | 御製 | 人參五十斤小 | 双倉北物用帳 |
| 〃 | 九・正 | 二十一 | 〃 | 〃 | 沙金二千十六兩 | 〃 |
| 宝字 | 二・十二 | 十六 | 〃 | 飯高命婦宣 | 治葛三兩小 | 〃 |
| 〃 | 三・三 | 二十五 | 〃 | 御製 | 桂心一百斤小 | 〃 |
| 〃 | 三・四 | 二十九 | 〃 | 〃 | 花麩六十七枚 | 〃 |
| 〃 | 三・十二 | 二十六 | 〃 | 〃 | 大刀一口 | 延暦六年曝涼帳 |
| 〃 | 五・三 | 二十九 | 〃 | 高丘枚磨宣旨 | 防葵一斤八両ほか | 双倉北物用帳 |
| 〃 | 六・十二 | 十四 | 〃 | 因八麻命婦宣 | 歐陽詢真蹟屏風 | 〃 |
| 〃 | 八・七 | 二十七 | 〃 | 賀陽采女宣 | 桂心小百五十斤 | 〃 |
| 〃 | 八・九 | 十一 | 〃 | 安寛法師宣 | 大刀八十八口ほか | 〃 |
| 〃 | 八・十 | 十三 | 〃 | 〃 | 檢定文一卷 | 〃 |
| 景雲 | 四・五 | 九 | 〃 | 〃 | 屏風三牒 | 〃 |
| 宝龜 | 三・八 | 二十八 | 返 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 九・五 | 十八 | 出 | 中納言藤原卿宣 | 螺鈿紫檀琵琶一面ほか | 〃 |
| 〃 | 十・十二 | 六 | 〃 | 〃 | 治葛四兩 | 〃 |
| 天応 | 元・八 | 十二 | 〃 | 〃 | 大小王真蹟書一卷ほか | 〃 |
| 〃 | 元・八 | 十八 | 返 | 左大臣宣 | 雜集一卷ほか | 〃 |
| 〃 | 二・二 | 二十二 | 返 | 〃 | 雜業七種 | 〃 |
| 延暦 | 三・三 | 二十九 | 〃 | 〃 | 大小王真蹟書一卷 | 〃 |
| 〃 | 三・四 | 二十七 | 出 | 官符牒 | 義之書法八卷 | 延暦十一年曝涼帳 |
| 〃 | 十三・四 | 二十七 | 出 | 〃 | 斑犀一枚ほか | 弘仁二年曝涼帳 |

うことにする。

さてこの一覧表を見ると、出納命令の形式に変化のあることに気付く。即ち、天平勝宝八歳から天応元年までは御製もしくは宣・宣旨という形をとっているのに対し、延暦十三年以後はほとんど太政官符もしくは太政官牒によって出納命令が出されている。弘仁十四年二月十九日に右大臣宣によつて出蔵が行われているのが唯一の例外であるが、全体を見通すならば、奈良時代における出納命令の形式と平安時代におけるそれとの間に変化のあることは認めてよいと思う。

なお御製という形式は、双倉北物用帳に三回見えるのであるが、このうち天平勝宝九歳正月二十一日と天平宝字三年三月二十五日の出蔵については、福山氏が双倉北継文に属すべき文書とされた出蔵命令文書そのものが残っている。即ち現在沙金桂心請文と名付けられている二通の文書である。⁽¹⁷⁾ これら二通の文書には、天皇・太上天皇あ

| | | | | | |
|----|------------|---|------|----------|----------|
| 元 | 九 | 返 | | 吳竹竿一口ほか | 双倉雑物下帳か |
| 貞観 | 二・八・十四 | 〃 | | 紫 鉞 | 容器別出納帳 |
| 天長 | 三・九・一 | 出 | 〃 | 甘草ほか | 〃 |
| 〃 | 十四・四・十四 | 返 | 太政官牒 | 新羅琴二面ほか | 〃 |
| 〃 | 十四・二・十九 | 〃 | 右大臣宣 | 箏琴一面ほか | 〃 |
| 〃 | 十三・五・六 | 〃 | 太政官符 | 甘草三斤大ほか | 〃 |
| 〃 | 十三・三・二十六 | 〃 | 太政官牒 | 鏡五面ほか | 〃 |
| 〃 | 十一・十・三 | 出 | | 大小王真蹟ほか | 〃 |
| 〃 | 八・五・二十七 | 返 | | 〃 | 〃 |
| 〃 | 五・十・十九 | 〃 | 〃 | 琴二隻ほか | 〃 |
| 〃 | 五・九・十七 | 〃 | 太政官符 | 屏風三十六帖ほか | 〃 |
| 〃 | 五・七・二十九 | 出 | 太政官牒 | 桂心大三斤ほか | 〃 |
| 〃 | 五・六・十七 | 返 | | 麝香六剂 | 〃 |
| 弘仁 | 四・二・九 | 〃 | 太政官牒 | 麝香六剂ほか | 双倉雑物下帳 |
| 大同 | 元・九・七 | 〃 | 官 符 | 犀 角 | 容器別出納帳 |
| 〃 | 二十四・十一・十五 | 〃 | | 白犀角一枝 | 〃 |
| 〃 | 二十二・正・二十三 | 〃 | | 藁蜜二十斤大ほか | 〃 |
| 〃 | 二十一・十一・二十一 | 〃 | | 大黃二十斤大ほか | 〃 |
| 〃 | 十八・十一・十一 | 出 | 官 符 | 大黃二十斤大ほか | 双倉雑物下帳 |
| 〃 | 十三・九・十五 | 返 | 〃 | 犀角一具 | 延暦十二年曝涼帳 |
| 〃 | 十三・九・十三 | 〃 | | 呵喇勒一百枚ほか | 〃 |
| 〃 | 十三・六・十三 | 〃 | 官 符 | 檳榔子一百枚 | 弘仁二年曝涼帳 |

るいは皇太后の親筆で、裁可を意味する「宜」という文字が記されている。ところで同じ双倉北物用帳の天応元年八月十二日条には、「時々御製書四卷」が出蔵されたことが記されているが、同月十八日の返納の時には「雑集一卷、孝経一卷、頭陀寺碑文并業毅論杜家立成一卷、業毅論一卷」と記されており、御製書がこれら親筆の書跡を意味することが明らかであろう。従って御製とは、親筆による裁可を意味すると考えてよいと思う。

また延暦十三年以後、出納命令が太政官符による場合と太政官牒による場合とがあるが、これは帳簿に記載する際の不統一であって、実際には出納の都度に官符と官牒の両者が発行されたと考えてよいと思う。というのは、延暦十二年曝涼帳の末尾に「右被大政官⁽⁷⁾今月一日符備……」とあって、曝涼の実施を命ずる六月一日付けの太政官符が発行されたことが知られるが、一方同じ日付けで僧綱と東大寺三綱に宛てて

曝涼を命じた太政官牒が現存して⁽¹⁸⁾、曝涼を実施する際に官符と官牒の両者が発行されたことが確かめられるからである。

それでは出納命令の形式が御製・宣・宣旨から官符・官牒に変化したのはなぜであろうか。そこで養老倉庫令の次の条文を検討してみよう。⁽¹⁹⁾

倉藏給用、皆承^二太政官符^一、其供奉所^レ須、謂内藏年所、供御之物、即不、関諸司出納、本司依^レ宣供奉也、
及要速須給、并諸国依^レ式合^三給用^一、先用後申、(下略)

令文の意味は、倉藏からの出蔵はすべて太政官符によれ、ただし供奉に用いる場合、急を要する場合並びに諸国において特定の出蔵を行う場合は太政官符を待つ必要はなく、先ず出蔵し後に報告すればよいというのであって、国家財政にかかわる諸官司の出蔵手続きと、供奉のための出蔵即ち内廷経済にかかわる出蔵手続きとの間に、明確な区別の設けられていることが知られる。さらに義解は、「供奉所^レ須」の具体例として、「内蔵年料」と「供御之物」を挙げている。義解が内蔵寮の年料を挙げたのは、内蔵寮が内廷経済の中核的な存在であったからであろう。また「供御之物」については、統紀天平十三年十一月二十三日条に、

始以^二赤幡^一班^二給大蔵、内蔵、大膳、大炊、造酒、主醬等司^一、供御物前建以為^レ標、

とあるように、⁽²⁰⁾大蔵省以下内蔵寮を含む諸官司から供御物を支出していたことが知られるから、義解の言う「供御之物」とはこれら諸官司の支出する供御の物を指しているものと思う。即ち義解は令文に定められた「供奉所^レ須」の具体例として、内蔵寮がその正倉から年料を出蔵する場

合と、諸官司が供御の物を出蔵進上する場合とを挙げているわけである。そしてその出蔵手続きについて義解は、諸官司一般の出納手続きに關係なく、本司即ち内蔵寮や供御の物を支出する諸官司が宣によって供奉すると述べている。即ち義解は、国家財政にかかわる諸官司の出納は太政官符によって行われるのが原則であるのに対し、内廷経済にかかわる出納は宣によって行われると説いている。

ところで正倉院文書の中には、写経所などで必要とする物資が内裏から支給された例がしばしば見られる。例えば天平宝字四年六月二十五日付けの觀世音菩薩造像にともなう収支決算書には、造像に要した物資とそれを支給した官司が列記されているが、それによると節部省(大蔵省)、左平準署、大炊司、大膳職、醬司、内史局(図書寮)、油司などの諸官司と並んで、麻紙・朱沙・胡粉・薰陸・雌黄などの物資は内裏から支給されたことが記されている。⁽²¹⁾ここにおいて、内廷経済が国家財政から区別されていたことがうかがわれる。倉庫令義解の注釈は、おそらくこのような奈良時代以来の実態に基づいて書かれたものと思う。

そこで、正倉院北倉の出納命令の形式に見られる、御製・宣・宣旨から太政官符への変化は、倉庫令並びに義解の注釈と關係があるのではなからうか。即ち北倉の出納手続きは、奈良時代には供奉の範疇に属していたの⁽²²⁾に対し、平安時代になると一般諸官司の出納手続きに準じて行われるようになり、太政官の関与するところとなったのではないかと思う。

(四)

双倉北物用帳並びに双倉雑物下帳には、出納の都度、中央政府派遣の使・僧綱・東大寺三綱・造東大寺司官人などが署名を加えているが、その官人構成にも奈良時代から平安時代にかけての顕著な変化が認められる⁽²³⁾。即ち天平勝宝八歳から天応二年二月までの出納には、造寺司官人が必ず署名している。延暦三年三月の返納の時には使藤原家依の署名しか見えないが、これは帳簿の末尾が欠損しているためで、元来は造寺司官人や僧官の署名があつたはずである。延暦六年曝涼帳の巻末にも造寺司官人の署名が見られるが、統紀によると延暦八年三月十六日に造東大寺司が廃されて⁽²⁴⁾おり、以後造寺司官人の署名は見えない。ところが造寺司が廃止された後、中央から派遣される使者の中に必ず中務省被官の監物加わるようになる。即ち延暦六年曝涼帳の巻末に署名しているのは、使石上家成・治部大輔紀作良・内薬侍医難波伊賀麻呂と僧綱・三綱・造寺司官人であつて監物の署名は見られないが、造寺司が廃止された後の延暦十二年曝涼帳の巻末署名を見ると、使の中に中監物紀福足が加わっている。

次いで延暦十三年四月、六月、九月の出蔵については、双倉雑物下帳が欠失しているので弘仁二年曝涼帳を見ると、それぞれ使として石上家成一人しか記載されていない。しかし延暦十八年の出蔵の時には、双倉雑物下帳には宮内卿石上家成・中監物穂積道長・侍医吉水唐の三人が署

名しているのに、弘仁二年帳には石上家成一人しか記載されていないから、延暦十三年の三回にわたる出蔵の時にも使の中に監物が含まれていた可能性があろう。延暦十八年以後については、双倉雑物下帳が現存する天長三年まで一回の例外もなく必ず監物が使に加わっている。即ち造寺司の廃止にともない、造寺司官人に代つて監物が北倉の出納に立合うようになったと考えられる。養老職員令によると、監物の職掌は「掌^ニ監^ニ察^ニ出納^ニ、請^ニ進^ニ官^ニ鑰^ニと」と規定されている⁽²⁵⁾。監物が北倉の鑰の請進にたずさわったかどうかは明らかでないが、少なくとも出納を監察する任務を帯びて派遣されたことは確かであろう。

さて、平安時代になって北倉の出納に監物が立会うようになったことと、出納命令が太政官符で出されるようになったこととはどのような関係があるのだろうか。そこで類聚国史所収の次の勅を検討してみよう⁽²⁶⁾。

大同二年十月戊午^五、勅、抛^レ令、倉蔵給用皆承^ニ官符^一、而今官符下^ニ中務省^一、々移^ニ諸司^一、然後出納、大乖^ニ令意^一、宜^レ改^ニ此例^一、一依^ニ令条^一、

即ちこの勅は、倉庫令に倉蔵の出納を行なうにあつては本司が太政官符を承くべきことが規定されているのに、現実には中務省が官符を受けて出納を行なう本司へ移送することが行われているので、改めて令規に従えと述べている。この勅により、大同二年当時、出納を命ずる官符は中務省に対して下達されるのが慣例となつていたことが知られる。それは、出納の監察や鑰の受け渡しを掌る監物や典鑰といった官職が、中務省に所屬していたことによる。従つて平安時代初期において、中央諸

官司の出納を監察するために、太政官―中務省―監物・典鑰という機構が実際に機能していたことをうかがうことができよう。

正倉院北倉についての出納命令が太政官符に変化するのとはほぼ時を同じくして、出納に監物が立会うようになるのは、太政官―中務省―監物という政府機構が北倉の管理に関与することとなったからであろう。

(イ)

先に容器別出納帳の存在を明らかにし、その作成は延暦十二年の曝涼の時からはじめられたらしいということを述べた。この容器別出納帳の存在は、収蔵物の現状を把握するためにきわめて有益であることは言うまでもない。なぜなら容器別に帳簿と現物を対照することにより、容易に現存物及び欠損量を確認することができるからである。しかし、この容器別出納帳に出納立会人の自署が加えられていることに注目するならば、この帳簿を作成した目的は、単に出納や曝涼の事務を能率化するということだけにとどまらないように思われる。ところで次に掲げる史料は、東大寺政所の管理する諸倉について、責任者の交替の際に欠損物の填償をさせるいわゆる交替制度が実施されていたことを示している。⁽²⁷⁾

「西行南第二倉公文下帳

八月廿一日下公文^六五卷^一卷政所東倉員十一枚
卷同院西南一倉員十六枚

二卷同院西南一倉員九枚 已上四卷綱所進上料^{又俗官交度帳一卷}
政所在加此下帳

一卷人々所負物抄下置於政所

右被僧綱今月十八日牒、治部省同日状云、被勅使右少弁佐伯宿禰社屋同日宣云、月廿四日為勘東大寺倉封開状、令進件倉下文者、仍附僧綱使威儀師慈皓等進上如件、

大同二年八月廿一日都維那「洪忠」

以九月九日返収五卷^{四卷倉下}
一卷政所交替帳 在政所

(以下略。傍線筆者)

即ち東大寺諸倉の開封のことを勘定するために、西行南第二倉から合計六卷の文書が出蔵進上されているが、うち四卷は政所所管四倉の出納帳であるらしく、また俗官交度帳一卷と人々所負物抄一卷もこれら四倉の管理に関係のある文書であろうと思われる。俗官交度帳は返納の時に政所交替帳とみえるから、政所における交替に際して作成された帳簿であろう。また人々所負物抄は、おそらく交替に際して収蔵物の欠損に責任をもつ人々の填償を記録した帳簿であろう。従って右掲の史料により、平安時代初期の東大寺政所において、欠損物の填償をともなう交替制度が行われており、そのための文書として政所交替帳と俗官交度帳や人々所負物抄といった帳簿が作成されていたことが知られる。

先に見たように、正倉院北倉の出納や曝涼に関して、東大寺宛の太政官牒が発行されているところからみて、北倉の管理に東大寺が関与していたことは確かであるから、東大寺政所において何らかの交替制度が行われていたとすると、北倉収蔵物に関しても同じ制度が実施されていた可能性があらう。もしそうだとすると、収蔵物が辛櫃あるいは厨子とい

った容器別に分類されている北倉においては、管理責任者の交替にともなう収蔵物の点検は、容器別に行われるのが自然であろう。そのためには容器別に収蔵物とその出納を記録した帳簿が必要であろうし、また出納責任の所在を明らかにするために立会人の自署が加えられることも理解できる。従って延暦十二年にはじまるらしい容器別出納帳の作成は、北倉における何らかの交替制度の実施と関連させて考える余地があるかと思う。

まとめ

本稿で考察したところをまとめておこう。まず北倉収蔵物の出納関係文書について、福山氏の復原案を原本について検討し、天平勝宝八歳から延暦三年までの出納を記録した双倉北物用帳については、天平宝字三年四月条と同五年三月条の間に若干の欠失部分があるほかは、ほぼ当初の姿を伝えていることが確認される。ただし、福山氏が双倉北物用帳の一部と考えられた、現在出蔵帳と呼ばれている天平宝字三年十二月の出蔵記録は、双倉北物用帳とは別種の帳簿と考えた方がよいと思われるが、その性格についてはなお明らかでない。

次に双倉雑物下帳については、延暦十八年から天長三年まで帳簿の完全な復原が可能であり、巻首が欠失しているが、曝涼帳によって延暦十三年に数回にわたる出納が行われたことが知られるから、この帳簿は延

暦十三年に書き起され、当初その冒頭に「双倉雑物下帳」の軸が貼付けられていたと考えたい。

また福山氏の復原案から除外した一群の文書は、容器別に収蔵物とその出納及び出納立会人の自署を記した帳簿であることが、第四櫃及び漆塗厨子について確認され、同類と思われる文書の遺存状態及び曝涼帳の記載形式が延暦十二年から容器別に変わることからみて、この容器別の出納帳は延暦十二年から作成されたのではないかと思う。

以上のように出納関係文書の整理を行った上で、北倉の管理体制に関する問題を検討すると、まず収蔵物の出納命令が、奈良時代には御製・宣・宣旨の形で行われているが、平安時代になると官符並びに官牒によって行われるようになる。養老倉庫令並びに義解によると、律令国家の諸官司が財政運営の必要上出蔵を行なう場合は、太政官符によるのが原則であるが、供奉のために出蔵を行なう場合は宣によるべきことが定められている。北倉に関する出納命令の形式の変化を、この規定と関連させて考えるならば、奈良時代における北倉は内廷の管理するところであったが、平安時代になると北倉の管理に太政官が関与するようになるという管理体制の変化として理解することができよう。

次に延暦八年に造東大寺司が廃止された後、それまで姿を見せなかつた中務省所屬の監物が、必らず北倉の出納に立会うようになる。大同二年の勅によって、太政官―中務省―監物という、諸官司の出納を監察する機構の存在がうかがわれるから、北倉の管理に対する太政官の関与

は、具体的には太政官―中務省―監物といったいわゆる太政官機構をもつて行われたことが知られる。

また復原を試みた容器別の出納帳は、出納立会人の自署が加えられているから、出納責任の所在を明記することに注意が払われていると考えられること、他方東大寺政所においても欠損物の填償をともなう交替制度が行われていることなどから、延暦十二年にはじまったらしい容器別出納帳の作成は、北倉における何らかの交替制度の実施と関連させて考える余地があらうかと思う。

最後に成稿にあたって、松島順正氏から御懇切な御教示をいただいたことに対し、心から謝意を表する。

注(1) 福山敏男氏「東大寺の諸倉と正倉院宝庫」(美術研究一六六号、昭和二十七年八月。修正して「日本建築史研究」に収載。昭和四十三年六月、墨水書房)後巻三二六八―九頁参照。

(2) 現在の表題に「雑物出入継文」とあり、巻末に貼付せられた軸の題籤に「雙倉北継文」とあるが、以下福山氏に従い双倉北継文と呼ぶことにする。

この性格について福山氏は、「双倉の北の間の納物を勅命などによって出納したときの命令文書などを年代順に継ぎたしつたもの」と言われる(前掲書三六九―七〇頁)。

(3) 巻首に貼付せられた軸の題籤の表に「雙倉北物用帳」、裏に「天平勝宝八歳始」とあり、内題に「雙倉北雑物出用帳」とあるが、題籤により双倉北物用帳と呼ぶことにする。

(4) 現在の表題に「雑物出入帳」とあり、巻首に貼付せられた軸の題籤の表に「雙倉」、裏に「雑物下帳」とあるが、題籤により双倉雑物下帳と呼ぶことにする。

(5) 福山氏前掲書三七二頁。

(6) 拙稿「東大寺献物帳と検珍財帳」(南都仏教三十一号、昭和四十八年十二月)九九―一〇〇頁注(1)参照。

(7) 齊衡三年雑財物実録の巻末に次のような二つの奥付がある。

「齊衡三年六月廿五日
雑財物帳巻巻

就大破、難加修復、仍其儘封納畢、

但、右之巻末、石水氷四斤九兩以下、推而令修補、為後代于左接加焉、

「齊衡三年六月二十五日

雑財物帳 巻巻

就大破、難加修復、仍其儘封納、但石水氷四斤九兩目錄以下連署迄、推

而令修補、雙倉北継文巻末加之畢、

天保七年仲夏記之 東大寺

(二十五附録一一四―五頁)

また双倉北継文の表題の下には次のような注記が付されている。

「内齊衡三年六月雑財帳之巻末巻紙」(二十五附録一頁)

松島順正氏の御教示によると、「雙倉北継文巻末加之畢」と読めるから、双倉北継文の巻末に混入していた齊衡三年実録の巻末一紙を、天保七年の修理の時に双倉北継文から齊衡三年実録の巻末に移したのであらうという。

また氏の見解とは別のものとして、第二の奥書の問題の箇所を「雙倉北継文巻末加之畢」と読むと、第二の奥書は天保七年に実録の巻末一紙を修理して双倉北継文へ移した時のもので、第一の奥書はその後再びこの一紙を修理して実録の巻末に移した時のもの、と考えることはできないだらうか。いずれにしても、双倉北継文の巻末には、天保七年の修理の時に手が加えられた可能性がある。

(8) この断簡に自署を加えている別当貞昶は、貞観元年から同十二年まで別当の地位にあり(群書類従第三輯卷五十六「東大寺別当次第」五九五頁。経済雑誌社)、同じく藤原貞敏は貞観九年十月四日に卒しているから(新訂増補

国史大系第四卷「日本三代実録」二二二頁、貞観元年から同九年までの間に書かれた断簡であることがわかる。

(9) 例えば新訂増補国史大系第二十四卷「令集解」五八八頁。

(10) 出蔵帳によると、宝字三年十二月二十六日に念珠十一具が出蔵されたが、この十一具のうちと考えられる四具が延暦十二年曝涼帳に記載されている。延暦三年までの双倉北物用帳にはこの四具返納のことは見えないから、同三年以後十二年までの間に返納された可能性があるが(前掲拙稿八八頁)、未だ推測の域を出ない。

(11) 福山氏が元来双倉北継文に貼り継がれていたと想定される文書の一つに、延暦十三年四月二十五日付の太政官牒がある(「大日本古文書」家わけ第十八、東南院文書之一ノ二四三頁)。この文書は、甘草五斤・大黃五斤・人參二斤・呵梨勒一〇〇丸・檳榔子一〇〇丸を大納言藤原小黒麻呂に沽却するたぬ出蔵を命じたものであるが、しかしこれが北倉についての文書であると考えるには次のような疑問がある。

弘仁二年曝涼帳によると、延暦十三年四月二十七日に甘草一〇〇斤・大黃一〇〇斤・人參一〇〇斤・檳榔子二〇枚ほか四種の薬物が出蔵されたことが記載されているから、これらの薬物の一部が、延暦十三年四月二十五日付け太政官牒に記載されている薬物であると考える余地があるかもしれない。しかし弘仁二年帳によると、甘草・人參・檳榔子及び大黃一〇〇斤は内裏へ進められ、大黃二斤は藤原内層と菅野真道に給わったと明記されている。即ち藤原小黒麻呂に沽却のため出蔵したことは見えない。従って弘仁二年帳の記載を信用するならば、延暦十三年四月二十五日付け太政官牒は、北倉以外の東大寺の倉に関する文書ということになる。この太政官牒が北倉に関する文書であるかどうかは、今のところ疑問としておきたい。

(12) 二十五附録九〇〜一頁。

(13) 御物納目散帳の第七紙には「右納^六第一韓積」とあって、「一」を「六」に訂正しているが、松島順正氏の御教示によってさらに原本の紙背を検すると

「第四積」の墨書がある。

(14) 二十五附録ノ五〜六頁並びに八八〜九五頁に収録。

(15) 第十七積を除く他の辛櫃別文書については、双倉雑物下帳を参照すると、該当する辛櫃からの出納が行われていないから、たとえ出納関係の記載がなくとも、容器別出納帳の第一紙となるべき文書であったという推定を妨げない。ただし第十七積の文書については、双倉雑物下帳によると、この辛櫃から弘仁十三年三月二十六日に鏡の出蔵が行われているのに、そのことが記載されていないという未解決の問題がある。

(16) 栗原治夫氏「正倉院曝涼と四通の曝涼目録」(大和文化研究第十二巻一号、昭和四十二年一月)。

(17) 十三ノ二〇七頁、十四ノ二七九頁。

(18) 前掲東南院文書之一ノ二二七〜八頁。

(19) 新訂増補国史大系第二十二巻「令義解」二六八頁。

(20) 新訂増補国史大系第二巻「続日本紀」一六七頁。

(21) 四ノ四二〇〜二頁。

(22) 先学によって、勅命伝達の迅速化あるいは宮中調度の調達を目的として設置された勅旨省が、天平宝字六年から延暦元年四月まで存続したことが明らかにされている(角田文衛氏「勅旨省と勅旨所」古代学第十巻二・三・四合併号、昭和三十七年六月、後に「律令国家の展開」昭和四十年塙書房に収録、米田雄介氏「勅旨省と道鏡」古代学第十二巻一号昭和四十年五月)。北倉の出納に立合っている藤原繩麻呂、健部人上などは勅旨省の官人であるから、奈良時代における北倉の管理に勅旨省が関与していた可能性があるが、この問題の検討は今後の課題としたい。

(23) 説明に必要な宝龜三年から延暦二十二年までに限って、出納に立会った官人を表示すると次のようになる。

| 年 月 日 | 使 | 造 寺 司 官 人 | 僧 官 | 出 典 |
|------------|-----------------------|---|---------------------------------------|--------|
| 宝龜 三・八・二十八 | 左大弁佐伯今毛人 右衛士佐紀家守 | 大判官美努奥麿 主典葛井荒海 〃 阿刀与佐弥 | 寺主玄愷 都維那舜雲 可信宝業 〃 承天 〃 慚安 | 双倉北物用帳 |
| 〃 九・五・十八 | 右衛士督藤原小黑麻呂 右少弁紀古佐美 | 大判官山口嶋足 少判官柿本猪養 〃 高松内弓 主典大和虫麻呂 | 大都維那満植 可信承天 | 〃 |
| 〃 十・十二・六 | 右衛士督藤原小黑麻呂 | 次官紀白麻呂 少判官高松内弓 主典大和虫麻呂 | 大都維那惠瑤 | 〃 |
| 天応 元・八・十二 | 藤原家依 健部人上 | 次官桑原足床 大判官佐伯福都理 少判官林稻麻呂 〃 大伴水通 主典多鷹養 | 大都那惠瑤 寺主善季 | 〃 |
| 〃 元・八・十八 | 藤原家依 健部人上 | 次官桑原足床 大判官葛井犬養 〃 佐伯福都理 少判官林稻麻呂 主典多鷹養 | 上座善報 〔大〕都維那惠瑤 | 〃 |
| 〃 二・二・二十二 | 藤原鷹取 健部人上 | 長官吉備泉 〔大判官〕 〔大判官〕 少判官大伴夫子 主典広井嶋人 〃 多鷹養 | 寺主善季 大都維那惠瑤 | 〃 |

| | | | | |
|--------------|-----------------------------|--|-----------------------|----------|
| 延曆 三・三・二十九 | 藤原家依 | | | 〃 |
| 〃 十三・四・二十七 | 石上家成 | | | 弘仁二年曝涼帳 |
| 〃 十三・六・十三 | 〃 | | | 〃 |
| 〃 十三・九・十三 | 〃 | | | 〃 |
| 〃 十三・九・十五 | | | | 延曆十二年曝涼帳 |
| 〃 十八・十一・十一 | 宮内卿石上家成 中監物穗積道長 侍医吉水唐 | | 寺主修哲 都維那伍淨 | 双倉雑物下帳 |
| 〃 二十一・十一・二十一 | 左京大夫藤原大繼 小監持紀大足 | | 寺主修哲 都維那伍淨 | 〃 |
| 〃 二十一・正・二十三 | 治部大輔和今鹿麻呂 少監物賀茂赤兄 | | 上座寿堅 都維那伍淨 別当修哲 | 〃 |

(24) 前掲「統日本紀」五三五頁。

(25) 前掲「令義解」三三三頁。

(26) 新訂増補国史大系第六卷「類聚国史」前篇四九二頁。

(27) 二十五附録ノ五五ノ六頁。

付記 小稿は、昭和四十九年秋奈良国立博物館で開催された正倉院展講座において、「正倉院の曝涼・出納関係文書について」と題して行った講演（十一月九日）をもとにしてまとめたものである。